

我孫子市議会基本条例 第5条、6条、21条、22条についての各会派の意見

(議会への市民参加)

	条文	逐条解説
第5条	第5条 議会は、市民の意向を議会活動に反映することができるよう、広く市民の意見を聴取する機会の確保に努めるものとする。	第5条は市民の意見を的確に反映させるための機会の確保を定めるものです。 委員会審査では請願陳情代表者から意見を聴く機会を設けていますが、議案等の審査に際しては、公聴会制度や参考人制度を積極的に活用し、市民の意見を議会活動に反映できるよう努めていきます。 (公聴会・参考人制度は13条委員会の活動で解説)

(議会報告会・意見交換会)

	条文	逐条解説
第6条	第6条 議会は、市民に対し議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について議会報告会を行うとともに、多くの市民の声を意思決定に反映させるため、意見交換会を開くものとする。 2 詳細に関し必要な事項は、別に定める。	第6条は第5条の規定を補完するものとして、本会議や委員会での審査以外に市民の意見を聴く場を設けることを定めるものです。 議案等の審議過程及び結果報告を行うとともに、テーマを絞って市民との意見交換を行います。実施方法等については別途定めます。

清風会	あびこ未来	公明党	無所属ネットワーク	緑政
○現状どおり	○議会報告会と意見交換会の違いが市民にわかりづらい。 ○市民からみた「市民参加」とはいったい何なのか、わかりづらい。 ○第5条の「広く市民の意見を聴取する機会の確保」とは？ 逐条解説では「公聴会や参考人制度を積極的に活用」としている。ならば、具体的な市民参加をわかりやすく条例に記述したほうがよいのではないかと？ ◆第5条（A案）（議会への市民参加） 議会は、市民の意向を議会活動に反映することができるよう、 公聴会や参考人制度を積極的に活用し、広く市民の意見を聴取する機会の確保に努めるものとする。 ◆第5条（B案）（議会への市民参加） 議会は、 請願及び陳情を市民による政策提案として位置付けるとともに、その審議においては、提案者の意見を聞く機会を設けるものとする。 ※より具体的に市民参加を位置付ける。	◆第5条（案） 議会は、市民の意向を議会活動に反映することができるよう、広く市民の意見を聴取するため、 意見交換会等を行うものとする。 2 詳細に関し必要な事項は、別に定める。 ◆第6条（案） 議会は、市民に対し議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について議会報告会を行うものとする。	○前提：5条と6条は1つにまとめない ◆第5条（案） 議会は、市民の 意見及び知見を議会活動に最大限反映させるため、市民が議会活動に参加する機会を確保するよう努めるものとする。 ※市民×議会の考え方（聴取という文言に留まらず「議会活動に参加」と幅をもたせる） ◆第6条（案） 議会は、市民に対し議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について議会報告会を 実施し、市民の多様な意見を把握し、意思決定に反映させるため、意見交換会を開くなど、事案に応じて必要なものを用いるものとする。 2 詳細に関し必要な事項は、別に定める。 ※市民×議会の具体的方法。	○前提：第5条・6条は1つにまとめる ○5条・6条の件 請願・陳情は市民の意向を議会に反映させる為の手法となっている。そして、議会への市民が参加できる一つの形態としてすでに確立されているので、第5条、6条は一つにまとめて、細目で請願・陳情の件と議会報告及び市民との意見交換を兼ねた接点の場を持つ事を定めれば良いと思う。

○第6条

※前段の議会報告会の記述はそのまま良いと考える。
※後段の意見交換会をもう少し具体的に書いたほうがわかりやすいかと考える。

◆第6条(案)

「議会は、市民に対し議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について議会報告会を行うとともに、**市の重要計画や特に市民生活に影響の大きいと考えられる議案については、多くの市民の声を意思決定に反映させるため、意見交換会を開くものとする**」

<その他の意見>

○第5条、第6条の市民参加

議会報告会は単独の条文でいくべきだと考える。その上で意見交換会(どのようなイメージかは不明ですが)は5条の市民意見の聴取のなかに入れ込んで如何か。<2本立てにする特別委員会決定事項>

○「議会報告・意見交換」の部分は、わかりにくい気がする。意見交換が本旨で、議会報告がその手法の一部だとすれば、第6条は、「～議会報告を行うとともに、多くの声を意思決定に反映させるため、意見交換する。」のほうが良いのでは。

(議員定数)

	条文	逐条解説
第21条	<p>第21条 議員定数は我孫子市議会議員の定数を定める条例（平成14年条例第21号）で定めるものとする。</p> <p>2 議会は、議員定数の改正に当たっては、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用することにより、市民の意向を把握し、本市の実情にあった定数を検討するものとする。</p>	

(議員報酬)

	条文	逐条解説
第22条	<p>第22条 議員報酬は、我孫子市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第15号）で定める。</p> <p>2 議会は、議員報酬の改正に当たっては、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用することにより、市民の意向を把握することができるものとする。</p> <p>3 議会は、前項の規定により把握した結果を市長に報告するものとする。</p>	<p>第21条及び第22条の議員定数及び議員報酬について定めるものです。</p> <p>根拠条例を明示するとともに、改正にあたっては、公聴会制度や参考人制度を十分活用し、市民の意向を把握することとしています。</p> <p>議員報酬については、特別職報酬等審議会に諮問する必要があることから市長に報告する旨を規定しています。</p>

清風会	あびこ未来	公明党	無所属ネットワーク	緑政
<p>○現行どおり</p>	<p>○第21条、第22条の表現について（「～するものとする」、「～できるものとする」について統一をする。あるいは別の表現に変えるなど）</p> <p>○第22条の2の表現だけが、「できるものとする」（他はすべて「するものとする」と表現）と消極的。積極的に市民の意向を把握する意思がないと誤解されかねない。</p> <p>◆第22条の文末は、他と合わせて「するものとする」に統一すべきである。</p> <p>◆第21条2項 現在の条文、「公聴会制度及び参考人制度を十分に活用することにより」は、定数の改正を行うとき、必ず、公聴会制度及び参考人制度を活用しないと改正できないと読むとすることができるので「公聴会制度及び参考人制度等」と「等」入れて幅をもたせたほうが良い。</p> <p>◆第22条2項 議会は議員報酬の改正に当たっては、「公聴会制度及び参考人制度等」を十分に活用することにより、市民の意向を把握するものとする。</p>	<p>○第21条、第22条の表現について</p> <p>第21条2及び第22条2の文書中公聴会制度及び参考人制度の後に等をつけ、公聴会制度及び参考人制度等とする。</p>	<p>○第21条</p> <p>～公聴会制度及び参考人制度等を～ ※等を入れる。</p>	<p>○第21条、第22条</p> <p>第21条、第22条の議員定数及び議員報酬については、市民の意向を把握する事は大切であるが、議会自らが決め事をする裁量権があるので、公聴会制度や参考人制度にのみ市民の意向を把握する手法を限定するべきではない。</p> <p>この事により、議会改革の手續上のハードルが高くなり、結果として、市民の為の議会基本条例というより、議員の立場を保全する意味合いの強い条例になってしまう可能性がある。</p> <p>改革の門戸は本来大きく開かれているべきであり、その方法論に至っても限定される事があってはならない。</p>